

入院基本料について

1. 入院料について

○地域包括ケア病棟（2階病棟）

1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。

時間ごとの配置は

8：30～16：30まで、看護職員1人に対して患者様 8人以内です。

16：30～ 0：30まで、看護職員1人に対して患者様17人以内です。

0：30～ 8：30まで、看護職員1人に対して患者様26人以内です。

○療養病棟（3A病棟）

1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と1日に6人以上の看護補助者が勤務しております。

時間ごとの配置は

8：30～16：30まで、看護職員1人に対して患者様19人以内です。

看護補助者1人に対して患者様10人以内です。

16：30～ 0：30まで、看護職員1人に対して患者様19人以内です。

看護補助者1人に対して患者様38人以内です。

0：30～ 8：30まで、看護職員1人に対して患者様19人以内です。

看護補助者1人に対して患者様38人以内です。

○回復期リハビリテーション病棟（3B病棟）

1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者が勤務しております。

時間ごとの配置は

8：30～16：30まで、看護職員、看護補助者1人に対して患者様 6人以内です。

16：30～ 0：30まで、看護職員、看護補助者1人に対して患者様15人以内です。

0：30～ 8：30まで、看護職員、看護補助者1人に対して患者様15人以内です。

○一般病棟（4A病棟）

1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。

時間ごとの配置は

8：30～16：30まで、看護職員1人に対して患者様 6人以内です。

16：30～ 0：30まで、看護職員1人に対して患者様14人以内です。

0：30～ 8：30まで、看護職員1人に対して患者様14人以内です。

○一般病棟（4B病棟）

1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。

時間ごとの配置は

8：30～16：30まで、看護職員1人に対して患者様 6人以内です。

16：30～ 0：30まで、看護職員1人に対して患者様13人以内です。

0：30～ 8：30まで、看護職員1人に対して患者様13人以内です。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制

当院では、入院に際し医師をはじめ他職種が協同して患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしています。

3. 意思決定支援について

当院では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ適切な意思決定支援に関する指針を定めています。

4. 身体的拘束最小化の取り組みについて

当院では、多職種による身体的拘束最小化チームを設置し、緊急やむをえない場合を除き身体的拘束を行わない取り組みを行っています。

5. D P C対象病院について

当院では、入院診療費の算定にあたり包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する「D P C対象病院」となっております。

※医療機能別係数：1.3186（D P C標準病院群）

基 礎 係 数：1.0451

機能評価係数Ⅰ：0.1756

機能評価係数Ⅱ：0.0768

救急補正係数：0.0211

（令和7年6月1日現在）